

かのやグラウンド・ゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則

かのやグラウンド・ゴルフ場条例施行規則（平成26年鹿屋市規則第42号）の一部
を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

かのやグラウンド・ゴルフ場使用許可書 年 月 日 第 号 様 鹿屋市長 印 年 月 日付けで申請のあったかのやグラウンド・ゴルフ場の使用については、次のとおり許可します。	
使 用 目 的	
使 用 人 員	大人 人 子供 人
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用ラウンド数	大人 ラウンド 子供 ラウンド
専 用 区 分	・ 半日専用 コース ・ 1日専用 コース ・ 日専用 コース
使 用 器 具	・ クラブ、ボール 式
使 用 料	金 円
使 用 者 の 心 得	1 使用者の負傷等については、その団体の責任とすること。 2 施設設備の保全、環境美化に留意すること。 3 使用後は、施設、用具等の片付けと清掃を必ず行うこと。 4 その他管理者の指示に従うこと。
備 考	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。